

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第1項の規定により、「豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業」を実施する民間事業者を選定しましたので、同法第8条の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

平成20年10月28日

豊橋市長 早 川 勝

1. 事業の概要

(1) 事業名称

豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業

(以下「本事業」という。)

(2) 事業場所

豊橋市石巻本町字枇杷地内ほか

(3) 事業期間

①設計・建設期間(稼動準備を含む)：事業契約締結日～平成22年3月31日

②維持管理・運営期間：平成22年4月1日～平成37年3月31日

(4) 事業方式

BT0方式(本施設の設計・建設を行った後、市に本施設を譲渡し、事業期間を通して本施設の維持管理及び運営を行う方式)

2. 事業者選定までの経緯

- ・平成19年 9月20日：豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)の開催
- ・平成19年10月11日：実施方針の公表
- ・平成19年12月28日：特定事業の選定
- ・平成20年 7月 4日：入札公告(総合評価一般競争入札)
- ・平成20年 9月12日：入札(提案書の提出)
- ・平成20年10月10日：審査委員会による優秀提案の選定
- ・平成20年10月15日：落札者の決定及び公表

3. 落札者の決定

落札者決定基準（平成20年7月4日公表）に基づき、審査委員会が提案内容等の審査を行い、優秀提案を選定し（別紙参照）、市はその結果を踏まえ、株式会社掬水PFIを代表企業とする応募者を落札者として決定いたしました。

4. 落札価格

6,568,320,247円（税抜）

5. 財政負担額の削減効果

本事業を、選定された提案に基づきPFI事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額を、約9.7%（現在価値換算後）削減できることとなりました。